

静岡県薬第 55 号
令和 6 年 4 月 12 日

各地域薬剤師会会長 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

令和 6 年度協定締結医療機関の施設・設備整備に対する
補助の実施について（周知依頼）

標題の件について、県感染症対策担当部長から別添写（令和 6 年 4 月 11 日付け医感第 29 号）のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

すでに協定締結意向のあった各薬局開設者には個別に依頼していることをご承知いただきとともに、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお本件についてのお問合せ及び、各書類提出につきましては下記までお願いいたします。

【問合せ及び提出先】

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課 感染症対策班

E-mail : kansentaisaku@pref.shizuoka.lg.jp

電話番号 : 055-928-7273

担当 : 静岡県薬剤師会事務局総務スタッフ ; 瀬川

電話 : 054-203-2023 / FAX : 054-203-2028

E-mail : segawa@shizuyaku.or.jp



医感第29号
令和6年4月11日

公益社団法人静岡県薬剤師会長 様

静岡県健康福祉部
感染症危機管理担当部長

令和6年度協定締結医療機関の施設・設備整備に対する
補助の実施について（周知依頼）

日頃から、本県における感染症対策の推進について、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、協定締結医療機関に対する施設・設備整備補助事業の希望調査を別添のとおり実施しますので、貴会会員への周知についてよろしく願いいたします。なお、昨年度の事前調査時に協定締結意向のあった各薬局開設者については個別にも依頼しますので、ご承知おきください。

担当 感染症対策班
電話 055-928-7273

各病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者様

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課長

令和6年度協定締結医療機関の施設・設備整備に対する補助の実施について

このたび、静岡県では、県と医療措置協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的として、国の補助金を活用した協定締結医療機関の施設・設備整備に対する補助を実施する準備を進めています。

つきましては、補助事業の規模把握や計画策定のため、補助事業実施を希望する場合は、下記補助内容等をご確認の上、事業計画書等を提出してください。

記

1 補助内容（予定）※今後、県の補助金交付要綱の作成過程で変更となる可能性があります。

事業区分	事業内容	補助率	補助基準額 (補助上限額)	補助対象 機関*
施設 整備 事業	病室の感染対策に係る整備	2/3	1室当たり 14,546,000円	①
	病棟等の感染対策に係る整備	10/10	対象面積1㎡当たり 239,300円	①
	個人防護具保管施設の整備	10/10	対象面積1㎡当たり 239,300円	①②③
設備 整備 事業	簡易陰圧装置	10/10	1病床当たり 4,320,000円	①
	検査機器（PCR検査装置）	10/10	1台当たり 9,350,000円	①②
	簡易ベッド	10/10	1台当たり 51,400円	①②
	HEPAフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。)	10/10	1施設当たり 905,000円	②

<※補助対象機関>

- ①「病床確保」に係る協定を締結する病院、診療所
- ②「発熱外来」に係る協定を締結する病院、診療所
- ③「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所

2 提出資料

(1) 施設整備事業

- ・令和6年度協定締結医療機関施設整備事業計画総括表（様式1）
- ・施設整備事業費内訳書（様式2）
- ・施設整備事業計画書（様式3-1又は様式3-2）
※病室の感染対策に係る整備とそれ以外で様式が異なります。
- ・設計書等金額が確認できる資料
- ・図面等整備の概要が確認できる資料

(2) 設備整備事業

- ・令和6年度協定締結医療機関設備整備事業計画総括表（様式4）
- ・設備整備事業概要（様式5）
- ・見積書等金額が確認できる資料
- ・カタログ等設備の概要が確認できる資料

3 提出方法

3の提出期限までに下記宛てメール送信（エクセル形式）によりご提出ください。

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課 感染症対策班 葉原（くわばら）

E-mail : kansentaisaku@pref.shizuoka.lg.jp

※確認漏れを防ぐため、提出した際にはその旨電話連絡をお願いいたします。

※メール送信が困難な場合はご相談ください。

4 提出期限

令和6年5月7日（火）

5 留意事項

- (1) 今回の補助は県と各項目を含む医療措置協定を締結することが補助要件となります。
- (2) 事業計画書の提出により補助を確約するものではありません。
- (3) 県の予算の範囲内で補助することとなるため、補助希望が多い場合、補助額の調整（減額）や事業を不採択とする場合があります。
- (4) 県の交付決定前に着手した事業は補助対象となりません。
- (5) **令和6年度中に完了する事業が補助対象となります。**確実に令和6年度中に事業完了が可能か工期等は十分にご確認ください。
※国から県へ事業採択の連絡があった後に、県の補助金交付手続が開始となりますので、事業期間（工事業者等との契約～工事業者等への工事等代金の支払）は長くても7か月程度になると思われます。
- (6) 個人防護具保管庫は建築物であることが必要のため、建築確認を伴う施設であることが想定されます。
- (7) 次に掲げる費用については、補助の対象外となります。
 - ・土地の取得又は整地に要する費用
 - ・門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - ・設計その他工事に伴う事務に要する費用
 - ・既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (8) 医療措置協定については県ホームページ
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1003073/1056691/index.html>)
をご確認ください。

6 今後の補助金手続きの流れ（予定）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①事業計画書の提出依頼 | (県→医療機関等) ※今回 |
| ②事業計画書の提出 | (各病院等→県) |
| ③国への事業計画書の提出 | (県→国) |
| ④国から事業採択の連絡 | (国→県) ※6月以降 |
| ⑤県から交付申請書提出依頼 | (県→各病院等) |
| ⑥交付申請書の提出 | (各病院等→県) |
| ⑦交付決定 | (県→各病院等) |
| ⑧概算払請求書の提出 | (各病院等→県) ※希望する場合のみ |
| ⑨概算払 | (県→各病院等) ※希望する場合のみ |
| ⑩実績報告書の提出 | (各病院等→県) |
| ⑪交付確定 | (県→各病院等) |
| ⑫請求書の提出 | (各病院等→県) |
| ⑬精算払（又は精算による返金） | (県→各病院等、又は各病院等→県) |

担 当 感染症対策班 栞原（くわばら）

電話番号 055-928-7273

メールアドレス kansentaisaku@pref.shizuoka.lg.jp